

◎瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十八号） 新旧対照表

○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>—<u>第二条</u>の二）</p> <p>第二章 <u>〔略〕</u></p> <p>第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置</p> <p>第一節—第三節 <u>〔略〕</u></p> <p>第四節 環境保全のための事業の促進等（<u>第十四条</u>—<u>第十九条</u>の三）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十九条</u>の四—<u>第二十三条</u>）</p> <p>第五章 <u>〔略〕</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生を防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関する特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ること</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>第二章 <u>〔略〕</u></p> <p>第三章 瀬戸内海の環境の保全に関する特別の措置</p> <p>第一節—第三節 <u>〔略〕</u></p> <p>第四節 環境保全のための事業の促進等（<u>第十四条</u>—<u>第十九条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第二十条</u>—<u>第二十三条</u>）</p> <p>第五章 <u>〔略〕</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生を防止、自然海浜の保全等に関する特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。</p> |

とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線

三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線

2・3 「略」

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念)

第二条の二 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動

(定義)

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

一 和歌山県紀伊日の御岬灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線

二 愛媛県佐田岬から大分県関崎灯台に至る直線

三 山口県火ノ山下灯台から福岡県門司崎灯台に至る直線

2・3 「略」

を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつてこれを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、前条の基本理念にのっとり、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下この章において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、瀬戸内海の環境の保全に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3・4 [略]

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、第二条の二の基本理念にのっとり、かつ、

(瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画)

第三条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下この章において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 | 3 | [略]

(瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画)

第四条 関係府県知事は、基本計画に基づき、当該府県の区域におい

基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に
関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府
県計画（以下この章において「府県計画」という。）を定めるもの
とする。

2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、府県計画が
関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとな
るようにするため、あらかじめ、当該湾、灘その他の海域を単位と
して関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民
の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。

3 5 「略」

6 第二項から前項までの規定は、府県計画の変更について準用す
る。

（基本計画及び府県計画の達成の推進）

第四条の二 「略」

2 国は、地方公共団体による前項の措置が円滑かつ着実に実施され
るよう、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努めるもの
とする。

（自然海浜保全地区の指定）

第十二条の七 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の
海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自
然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自

て瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海
の環境の保全に関する府県計画（以下この章において「府県計画」
という。）を定めるものとする。

2 4 「略」

5 前三項の規定は、府県計画の変更について準用する。

（基本計画及び府県計画の達成の推進）

第四条の二 「略」

（自然海浜保全地区の指定）

第十二条の七 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の
海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自
然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状

然の状態が維持されているもの

二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの

(埋立て等についての特別の配慮)

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第二条の二第一項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 「略」

(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水質の現状に鑑み、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚泥のしゅんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

(漂流ごみ等の除去等)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流し、又は海底に存するごみその他の汚物又は不要物(以下この条において「漂流ごみ等」という。)に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、漂流ごみ等の除去その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

態が維持されているもの

二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの

(埋立て等についての特別の配慮)

第十三条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第三条第一項の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 「略」

(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の汚染の現状にかんがみ、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚でのしゅんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備の整備その他瀬戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

(技術開発等の促進)

第十八条 政府は、速やかに、赤潮及び貧酸素水塊の発生機構の解明並びにそれらの防除技術の開発に努めるとともに、船舶内における油の処理技術その他瀬戸内海の実環境保全のための技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等)

第十九条の二 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(水産動植物の繁殖地の保護及び整備等)

第十九条の三 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、生物の多様性の確保に配慮しつつ行う水産動物の種苗の放流その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(瀬戸内海の実環境の調査)

第十九条の四 環境大臣は、瀬戸内海における水質の状況その他の環境の状況について定期的に調査をし、その結果をこの法律の適正な運用に活用するものとする。

(技術開発等の促進)

第十八条 政府は、速やかに、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに、船舶内における油の処理技術その他瀬戸内海の実環境保全のための技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。